学校感染症一覧および出席停止の取り扱いについて

学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒は登校できません（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）。自宅で療養するようにしてください。**登校の際は、「学校感染症による欠席届」を保護者が記入し学校に提出してください（病状よっては主治医の証明をいただく場合もございます）。**

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう　南米出血熱　ペスト マールブルグ病　ラッサ熱　急性灰白髄炎 ジフテリア　重症急性呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
第二種	インフルエンザ及び新型インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後５日を経過し、かつ解熱後２日(幼児にあっては３日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は５日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後５日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ　細菌性赤痢　腸チフス 腸管出血性大腸菌感染症　パラチフス 流行性角結膜炎　急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 溶連菌感染症　Ａ型肝炎、Ｂ型肝炎 手足口菌　伝染性紅斑 ヘルパンギーナ　マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎　など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。